

1 最低制限価格及び低入札調査基準価格算定式の見直し

令和4年6月1日以降に入札公告又は入札通知する建設工事等から「最低制限価格」及び「低入札調査基準価格」の算定式を以下のとおり改定します。

1) 土木工事及び積算体系が建設工事と同じ業務委託

最低制限価格（低入札調査基準価格）

$$= \text{直接工事費} \times \text{①} + \text{共通仮設費} \times \text{②} + \text{現場管理費} \times \text{③} + \text{一般管理費等} \times \text{④}$$

係数	現行	R4.6.1 改正
①	10 分の 10.0	10 分の 9.7
②	10 分の 10.0	10 分の 9.0
③	10 分の 8.0	10 分の 9.0
④	10 分の 5.5	10 分の 6.8
設定 範囲	上限値：予定価格×0.92 下限値：予定価格×0.87	上限値：予定価格×0.92 下限値：予定価格× 0.75

2) 建築工事及び設備工事

最低制限価格（低入札調査基準価格）

$$= \text{直接工事費} \times 0.9 \times \text{①} + \text{共通仮設費} \times \text{②} + (\text{現場管理費} + \text{直接工事費} \times 0.1) \times \text{③} + \text{一般管理費等} \times \text{④}$$

係数	現行	R4.6.1 改正
①	10 分の 9.7	10 分の 9.7
②	10 分の 9.0	10 分の 9.0
③	10 分の 9.0	10 分の 9.0
④	10 分の 5.5	10 分の 6.8
設定 範囲	上限値：予定価格×0.92 下限値：予定価格×0.87	上限値：予定価格×0.92 下限値：予定価格× 0.75

<算定計算例> 土木工事の場合

予定価格 : 55,000,000 円(税抜)

- ・ 直接工事費 : 32,000,000 円(税抜)
- ・ 共通仮設費 : 3,500,000 円(税抜)
- ・ 現場管理費 : 10,800,000 円(税抜)
- ・ 一般管理費等(契約保証費含む) : 8,700,000 円(税抜)

※計算例のため諸経費の金額は実際の工事とは異なります。

$$\begin{aligned} \text{低入札調査基準価格} &= 32,000,000 \times 0.97 + 3,500,000 \times 0.90 + 10,800,000 \times 0.90 + 8,700,000 \times 0.68 \\ &= 31,040,000 + 3,150,000 + 9,720,000 + 5,916,000 = 49,826,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

設定範囲の確認

$$\text{上限値} : 55,000,000 \times 0.92 = 50,600,000$$

$$\text{下限値} : 55,000,000 \times 0.75 = 41,250,000$$

$$\text{低入札調査基準価格} = 49,820,000 \text{ 円(税抜)} \text{ (1万円未満切り捨て)}$$

2 低入札価格基本調査における失格基準の見直し

総合評価落札方式による入札及び一定規模以上の一般競争入札において、低入札調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査制度事務処理要領に基づき基本調査を実施します。基本調査において、失格基準を満たしている場合は重点調査を実施し、失格基準を満たさない場合は失格となります。

失格基準の改定内容は、以下のとおりです。

1) 費目別判断基準

直接工事費から一般管理費等までのそれぞれが、下記の算定率を乗じた額（円未満切捨て）以上であること。満たさない場合は、失格となる。

区分	現行	R4.6.1 改正
直接工事費：①	① × 0.75 = A	① × 0.75 = A(変更無し)
共通仮設費：②	② × 0.70 = B	② × 0.70 = B(変更無し)
現場管理費：③	③ × 0.70 = C	③ × 0.70 = C(変更無し)
一般管理費等：④	④ × 0.55 = D	④ × 0.55 = D(変更無し)

2) 総額判断基準 (現行は〔α〕〔β〕のいずれか低い額を採用)

〔α〕 = 低入札調査基準価格〔E～Hの合計〕－工事価格の3%

区分	現行	R4.6.1 改正
直接工事費：①	① × 1.00 = E	① × <u>0.97</u> = E
共通仮設費：②	② × 1.00 = F	② × <u>0.90</u> = F
現場管理費：③	③ × 0.80 = G	③ × <u>0.90</u> = G
一般管理費等：④	④ × 0.55 = H	④ × <u>0.68</u> = H

〔β〕 = 〔I～Lの合計〕

区分	現行	R4.6.1 改正
直接工事費：①	① × 0.95 = I	<u>廃止</u>
共通仮設費：②	② × 0.90 = J	<u>廃止</u>
現場管理費：③	③ × 0.80 = K	<u>廃止</u>
一般管理費等：④	④ × 0.55 = L	<u>廃止</u>

※1 1)及び2)の基準で建築工事及び設備工事については、①の額は直接工事費に0.90を乗じて得た額、③の額は現場管理費と、直接工事費に0.10を乗じて得た額との合計額とする。

※2 A～Dの額及び〔α〕の額は、1万円未満の端数を切り捨てた額とする。

※3 E～Hの額は円未満を切り捨てた額とする。